

# 平成30年度 加古川市

# 協働のまちづくり推進事業

## ～ 事業提案募集のご案内 ～

団体のみなさんが自発的・主体的に取り組む事業について提案いただき、協働で取り組む事業として採択された場合は、その事業にかかる経費の一部を補助します。

平成30年度に実施する、さまざまな地域の課題に取り組む事業や、立ち上げ間もない団体に取り組む活動のほか、加古川市が目指す『子育て世代に選ばれるまち』につながる事業など、たくさんの提案をお待ちしています！



地域協働型  
上限30万円

スタート応援型  
上限20万円

テーマ設定型  
上限100万円

～提案募集期間～

提案を検討されている方は、  
なるべくお早めにご相談ください♪

●仮提出（事前相談）

平成29年11月1日（水）～平成30年1月31日（水）

●本提出 平成30年2月1日（木）～2月13日（火）

加古川市役所 協働推進課（新館3階）

TEL：079-427-9764 FAX：079-424-1373

## 1. 協働のまちづくり推進事業とは

加古川市では協働によるまちづくりを進めており、町内会・自治会（以下「町内会」という。）、市民活動団体、事業者、行政などの多様な主体が、それぞれの特徴を活かして一緒にまちづくりに取り組むことを目指して、『協働のまちづくり推進事業』を実施しています。

この事業では、平成29年度に社会一般の利益を目的とする事業の提案を募集し、平成30年度にその事業にかかる経費の一部を補助することで、団体のみなさんを応援します。

- ★地域協働型は、地域団体が協働で地域のために取り組む事業を応援します。
- ★スタート応援型は、地域社会に貢献する活動に取り組む団体を応援します。
- ★テーマ設定型は、「子育て世代に選ばれるまち」を目指して実施する事業を応援します。

今回募集する事業提案は平成30年度に実施する事業であり、平成30年度予算の成立を前提として募集するものです。予算が成立しなかった場合など、補助金交付事業を実施しないこともあることをご理解のうえご提案ください。

## 2. 対象となる団体（次の①～⑤の要件を全て満たす団体）

- ① 5名以上で構成され、規約等を定めている団体
  - ② 事業の実施・運営から実績報告まで責任を持って行うことのできる団体
  - ③ 暴力団または暴力団員等が関与しない団体
  - ④ 政治活動、宗教活動を目的としない団体
  - ⑤ 営利活動を目的としない団体
- ※ただし、テーマ設定型は営利活動を目的とする団体も対象となります。

## 3. 対象となる事業（次の①～⑤の要件を全て満たす事業）

- ① 団体が自発的・主体的に取り組む、社会一般の利益を目的とする事業
- ② 主な効果が加古川市内で生じる事業
- ③ 平成30年4月1日～平成31年3月31日の期間に実施する事業  
ただし、スタート応援型は年間を通じて活動する事業であること
- ④ 親睦を目的としない事業
- ⑤ 公序良俗に反しない事業

※ 提案できるのは、1団体につき1年度に1事業です。

※ 提案事業について、加古川市（外郭団体を含む）から委託や他の補助金を受けることになった場合は、補助対象外となります。

## 4. 補助金の区分と補助金額

### 地域協働型 …… 上限30万円 補助率100%

地域のために多様な主体と連携して取り組む事業を支援するため、地域団体（町内会など）や市民活動団体を対象に、地域のために協働で実施する事業に必要な経費を補助します。

#### ●協働の相手方

- ・地域団体が申請する場合…同地域以外の団体
- ・市民活動団体が申請する場合…地域団体に限る

（事業例）

- ・町内会と防災団体が協働で実施する救命講習や防災訓練
- ・町内会が民間事業者と協働で地域防災マップを作成する事業

### スタート応援型 …… 上限20万円 補助率100%

市民活動団体の立ち上げを支援するため、活動をはじめて3年以内（※）の団体を対象に、公益的な事業に必要な経費を補助します。

同一団体への補助金交付は最大2回までです。（市民活動バックアップ補助金の「立上げ応援補助金」の交付を受けた回数も含む。）

### テーマ設定型 …… 上限100万円 補助率50%

「子育て世代に選ばれるまち」を目指して、活動実績が原則2年以上（※）ある団体を対象に、以下の2つのテーマに沿って実施する事業に必要な経費を補助します。

#### テーマ① 「出会い・結婚・出産・子育てのまちとしての魅力を高める事業」

（事業例）

- ・加古川市内を歩いて巡る婚活ウォーキングイベント
- ・子育て支援サービスの情報提供の場や相談会の開催

#### テーマ② 「加古川市の自然・歴史・文化などの資源を活用した事業」

（事業例）

- ・日岡山公園や河川敷など、市内の自然資源を活用したイベント
- ・自然環境や歴史文化の体験学習

※ 平成30年4月1日を基準日とします。



## 5. 対象となる経費

以下のうち、提案事業にかかる直接的な経費のみを対象とします。

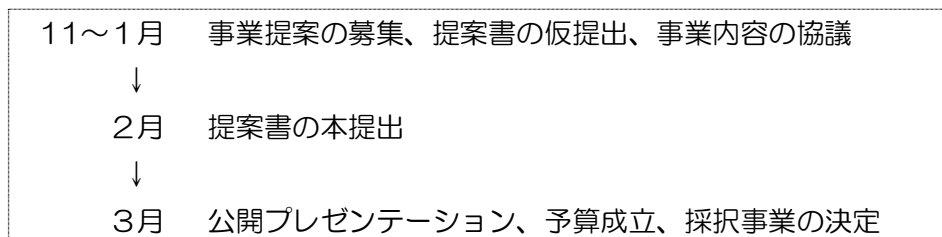
区 分	内 容	上 限 ・ 条 件
報 償 費	講演会やイベント等の講師への謝礼	テーマ設定型のみ
消耗品費	文房具、コピー用紙・プリンターインク、作業用品など	1品1万円未満の消耗品
印刷製本費	パンフレット、チラシ、ポスターなどの印刷代	
通信運搬費	切手代、郵送代	
保 険 料	イベント保険やボランティア保険の掛金	参加者が任意で加入する保険は対象外
委 託 料	警備・会場設営など、専門業務の委託料など	事務所の管理委託費や、団体本来の活動・一般的業務の委託は対象外
使 用 料 賃 借 料	事業やその打ち合わせに係る会場使用料、機器レンタル料など	事務所の使用料などは対象外
備品購入費	事業に必要不可欠な、おおむね1品1万円以上、償却期間が5年以上の物品購入費	地域協働型・スタート応援型のみ 補助金交付額の4分の1以内 カメラ、パソコン、机など、事業以外にも団体が経常的に使用する物品は対象外
そ の 他	事業の実施に必要であると特に市長が認めたもの	

## 6. 対象とならない経費

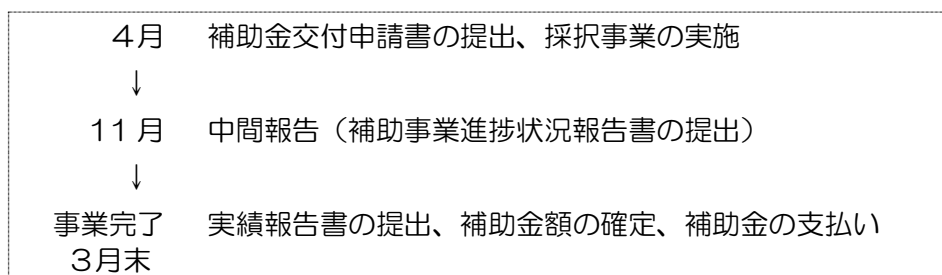
- 支出の内容や金額、支出先等が確認できないもの
- 事業ではなく団体運営にかかる費用
- 団体構成メンバーやイベント参加者への人件費や交通費など
- お弁当、お菓子、飲み物、食材費や会食にかかる経費など、飲食に関するもの全て
- 電話料金やインターネット使用料など、事業に使用したと明確に判断できないもの
- イベント参加者へ配布する記念品や参加賞、景品などの費用
- 会員の移動にかかるガソリン等の燃料費（事業に使用する草刈機の燃料などは対象。）
- 当補助金の助成事業であることが明記されていない印刷物の制作にかかる経費
- その他、補助事業に直接関係のない経費や、社会通念上補助すべきでないと思われる経費

## 7. 事業全体のスケジュール（予定）

### 【平成 29 年度】



### 【平成 30 年度】



## 8. 提案書提出から公開プレゼンテーションまでの流れ

### （1）事業提案書の仮提出（事前相談）

〔平成29年11月1日（水）から平成30年1月31日（水）まで〕

本事業の趣旨にあった事業であるか、提案書の内容や予算書の書き方などの事前相談を行います。確認の結果、内容等について一部見直しをしていただく場合もあります。

仮提出のない事業は、その後の本提出をすることができませんので、必ずご相談ください。

### （2）事業提案書の本提出

〔平成30年2月1日（木）から2月13日（火）まで〕

仮提出にて相談いただいた内容について、事業提案書として提出してください。

### （3）公開プレゼンテーション〔平成30年3月20日（火）開催予定〕

事業内容などのプレゼンテーションを行っていただき、「加古川市協働のまちづくり推進事業提案内容検討会」で検討します。

公開プレゼンテーションに参加されない場合は、提案書の提出がなかったものとみなします。

## 9. 提案書の提出

【提出期間】 仮提出：平成29年11月1日（水）～ 平成30年1月31日（水）

本提出：平成30年2月1日（木）～ 2月13日（火）

※土・日曜日、祝日、年末年始の休業日を除く。

【提出先】 加古川市役所 新館3階 協働推進課 TEL：079-427-9764（直通）

9時～17時 ※12時～13時を除く。

【提出方法】 直接持参

※ ご来庁の際はあらかじめご連絡いただけますと手続きがスムーズです。

※ 提案書は返却しませんので、必ず写しをとっておいてください。

【提出書類】 ① 加古川市協働のまちづくり推進事業提案書

② 提案事業内容（別紙1）

③ 提案事業の収支予算（別紙2）

④ 提案団体の概要（別紙3）（町内会は不要）

⑤ その他資料

- ・ 構成員名簿（町内会・民間事業者は不要）
- ・ 団体規約（町内会は不要）
- ・ 活動内容がわかる参考資料

①～④の様式は、加古川市のホームページからダウンロードできます。

## 10. 検討の方法

提案事業ごとに以下の項目について評価します。提案書はこれらの項目を踏まえてご記入ください。

### ●地域協働型

- ① 事業内容が住民のニーズに合っているか。
- ② 事業内容やスケジュールが実現性をもって具体的に計画されているか。
- ③ 多くの人が活動する事業であるか。
- ④ 事業のPRを積極的・効果的に行う計画になっているか。
- ⑤ 多くのグループや団体が参加する事業であるか。
- ⑥ 今後の事業展開などの実現性をもった具体的なビジョンがあるか。
- ⑦ 他の地域へ波及させたい事業か。
- ⑧ 事業内容に対する費用の積算が妥当であるか。（過大になっていないか。）

### ●スタート応援型

- ① 地域課題の解決に寄与する事業であるか。
- ② 対象者が幅広い事業であるか。
- ③ 事業内容やスケジュールが実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 事業のPRを積極的・効果的に行う計画になっているか。
- ⑤ 他の団体等との連携や協働によって実施される事業であるか。
- ⑥ 今後の事業展開などの実現性をもった具体的なビジョンがあるか。
- ⑦ 事業内容に対する費用の積算が妥当であるか。（過大になっていないか。）
- ⑧ 補助金に依存した事業でなく、財源確保の工夫や努力が見られるか。

## ●テーマ設定型

- ① 出会い・結婚・出産・子育てのまちとしての魅力をどれだけ高められるか。
- ② 市の自然・歴史・文化などの資源をどれだけ有効に活用できているか。
- ③ 対象者が幅広い事業であるか。
- ④ 事業内容やスケジュールが実現性をもって具体的に計画されているか。
- ⑤ 事業のPRを積極的・効果的に行う計画になっているか。
- ⑥ 他の団体等との連携や協働によって実施される事業であるか。
- ⑦ 独創性のある事業か。
- ⑧ 事業内容に対する費用の積算が妥当であるか。(過大になっていないか。)

基準	大変優れている	優れている	普通	やや十分でない	十分でない
点数	5	4	3	2	1

- (1) 検討会委員が8項目についてそれぞれ5点満点で採点します。
- (2) 委員採点から平均点を算出し、その結果を参考に市が事業ごとの得点(40点満点)を決定します。
- (3) 市が決定した得点によって、事業採択の適否及び補助金交付可能額を決定します。  
ただし得点が、地域協働型・スタート応援型で16点未満、テーマ設定型で20点未満の場合は、自動的に不採択とします。

※ 事業採択の適否及び補助金交付可能額は予算の範囲内で決定します。事業が採択されない場合や、希望した補助金額に満たない額となる場合もありますので、ご了承ください。

## 11. 事業が採択された場合のスケジュール(予定)

### (1) 採択通知の送付(平成30年3月下旬)

検討会委員の意見をもとに、事業の採択/不採択を決定し通知します。

### (2) 補助金交付申請書の提出(平成30年4月上旬)

補助金の交付を希望する場合は、「補助金交付申請書」を提出していただきます。

### (3) 事業進捗状況報告書の提出(平成30年11月末)

10月末現在の事業の進捗状況を報告していただきます。

### (4) 実績報告書の提出(事業完了から2週間以内)

提出いただいた実績報告書を確認し、補助金額を確定します。

事業の収支決算により、補助金額が減額される場合があります。

事業は3月末までに完了してください。

### (5) 補助金の支払い(「補助金請求書」提出から3週間程度)

地域協働型とスタート応援型で希望される場合は、事業完了前に補助金をお支払いすることができます。ただし、補助金の確定額がすでにお支払いした額を下回る場合は返還していただきます。

## 12. 事業実施にあたっての留意事項

### (1) 領収書について

補助対象経費については、実績報告の際に領収書やレシートの原本を提出していただきます。

領収書の紛失やもらい忘れなど、実際に支出していても証明するものがない場合は対象にできませんので、取得や保管には十分ご注意ください。

また、レシートなどの感熱紙は時間が経つと印刷が薄くなり、内容の判別ができなくなることがあります。すぐにコピーを取るなどの対応をしてください。

### (2) 印刷物について

補助事業に関する印刷物（チラシやポスターなど）には、加古川市協働のまちづくり推進事業補助金を活用して実施する事業であることを明示してください。記載がない場合、その印刷物にかかる経費は補助対象外となります。

（例）平成30年度 加古川市協働のまちづくり推進事業補助金助成事業 など

### (3) 事業の見学について

現地に伺って事業実施の様子を確認させていただきますので、日時や開催場所などの詳細が決まり次第、協働推進課へ必ずお知らせください。

### (4) 活動状況の記録について

事業に関する活動はこまめに記録をしてください。（打合せや準備作業なども含む。）

活動日や活動場所、参加人数や内容、活動の様子の記録写真など、事業の中間報告や実績報告などの際に必要なになります。

## 13. その他

- ① 補助金の交付が決定した事業は、団体名や事業内容、交付決定額などを公表します。  
また、市ホームページで活動の紹介や、報道機関へ活動内容の情報提供をさせていただく場合があります。
- ② 虚偽の申請が判明した場合や、提案内容に大幅な変更が生じた場合など、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ③ 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例および加古川市補助金等交付規則の規定により、補助事業から暴力団等を排除するため、提案書や添付資料等に記載されている情報を兵庫県警察に提供・照会させていただくことがあります。





## 14. よくある質問 (Q&A)

### ●対象団体・対象事業について

Q 1. 地域の交流サロンを運営する団体を立ち上げたいのですが、対象となりますか？

A 1. 地域の人が集まって健康づくりのための体操をするなど、茶話会などの親睦以外の目的があれば対象となります。

Q 2. 昨年設立したダンスサークルの公演に費用がかかるのですが、補助金を申請できますか？

A 2. サークルや趣味の会が実施する発表会などは対象事業とはなりません。

Q 3. 一般市民に向けた研究会や勉強会などは対象になりますか？

A 3. 単に研究会や勉強会を開催するだけでなく、その研究結果などをまちづくりに生かすことが目的であるなど、具体的に活用するところまでを1つの事業とする場合は対象となります。

Q 4. 営利を目的とする事業は対象外となっていますが、参加者から料金を徴収してはいけませんか？

A 4. いいえ。「営利を目的とする事業」とは、その事業により得た利益を分配することであり、事業にかかる実費分を参加者から徴収するなどして収入を得ることは問題ありません。  
むしろ活動を継続・発展させていくため、参加料などの受益者負担を求めるなどして収入を得ることも大切だと考えています。

Q 5. 地域協働型の場合、地域団体にPTAは含まれますか？

A 5. 含まれます。地域団体とは、町内会、老人クラブ、婦人会、少年団、PTAなど、地域のために地域の人が活動する団体のことをさします。

Q 6. 地域協働型の場合、各地区の町内会連合会で申請するときも他団体との協働が必要ですか？

A 6. 各地区の町内会連合会など、町内会の範囲を超えた地域の（複数の）団体で構成されている場合はそれだけで協働で実施することにあたりますので、単独での提案が可能です。

Q 7. 地域協働型で町内会として提案したいのですが、相手方は同じ町内会内の団体でもいいですか？

A 7. 小学校のPTAなど、町内会の範囲を超えた地域団体を協働の相手方とすることは可能です。  
町内会とその町内会内の少年団など、同じ町内会内の団体を協働の相手方とする場合は対象となりません。

Q 8. 町内会の敬老事業に楽器の演奏団体に来てもらうのは、地域協働型の対象事業になりますか？

A 8. 市民活動団体を単に出演者としてイベントに呼ぶ事業は、協働で実施する事業にあたらないため補助の対象にはなりません。

Q 9. 町内会で事業提案をしたいのですが、協働の相手方は民間企業でもいいですか？

A 9. かまいません。ただし、違う地域（町外）の社員が含まれている企業であることを条件とし、家族経営など社員が全員同町内会内の住民である場合は対象外とします。

Q 10. 町内会内の集会所を会場として町内会から提供された場合、地域協働型での提案ができますか？

A 10. 単に会場として町内会所有の施設を使用することは、地域団体との協働にはあたりません。  
それぞれの団体がそれぞれの強みを生かした役割分担をして、連携して取り組む事業の提案をお待ちしています。

Q11. 地域のお祭りを2つの町内会の合同で実施したいのですが、地域協働型での提案は可能ですか？

A11. お祭りやお楽しみ会、交流サロンなど、親睦を目的とした事業は対象となりません。

親睦を目的としていない、地域のための事業であれば、複数の町内会で連携して実施する内容について提案は可能です。

## ●対象経費・対象外経費について

Q12. 委託料とは、どのような経費のことですか？

A12. イベントの司会や音響、会場の警備など、専門的な業務を委託する際に計上してください。

Q13. 協働で事業実施する相手型に謝礼を支払う場合、報償費の対象になりますか？

A13. 協働の相手方への報償費は補助の対象となりません。

また、人件費や謝礼の授受を伴う関係は、当補助金の協働の相手方とはみなしません。

Q14. 購入したい備品が補助金額の4分の1の額を超えてしまうのですが、全く対象になりませんか？

A14. 4分の1の額までは備品購入費として計上し、その額を超える部分は「対象経費超過分」として対象外経費に計上してください。

ただし、備品購入費が補助対象経費となるのは、地域協働型とスタート応援型のみです。

Q15. 平成30年4月の事業に使用する印刷物を制作し、平成30年3月に支払いましたが対象となりますか？

A15. 対象となりません。平成30年4月以降の支出分が対象となります。

Q16. 事業にかかった費用で、領収書の代わりに請求書の提出でもいいですか？

A16. いいえ。請求書では支払いをした証明にはなりません。納品書も同様です。

## ●その他

Q17. 提案書の提出は郵送でもいいですか？

A17. 郵送での受け付けはできません。提出の際に事業内容についての聞き取りや協議を行います。事業内容について説明できる方や提案書を作成された方が直接持参してください。

Q18. 事業実施の結果、交付決定額よりも事業費が大きくなった場合は、補助金の増額はありますか？

A18. 補助金の増額はできません。交付決定の額が上限です。

収支予算を立てるときには、決算書との差が大きくなるように綿密に積算をしてください。

Q19. 団体名義の口座がありません。補助金の受け取りは団体の代表者個人の口座でもいいですか？

A19. 代表者であっても個人口座への振込みはできませんので、団体名義の口座を開設してください。

Q20. 提出書類に団体規約とありますが、民間事業者の場合は何を提出したらいいですか？

A20. 民間事業者の場合は、企業概要などでかまいません。